

(仮称) こどもの権利条例の骨子案及び子供への意見聴取について

1 条例の骨子案（別紙参照）

条例の骨子案については、台東区次世代育成支援地域協議会において、条例に盛り込む内容や基本的施策などについて議論・検討を進めている。

2 子供への意見聴取

(1) アンケート

調査名	子供の権利に関する意識調査
調査目的	本調査は、「(仮称) こどもの権利条例」を制定するにあたり、当事者である子供達の「こどもの権利」に関する意識等を把握するため実施するものである。
調査対象者	区内在住・在勤・在学の6歳～17歳の子供 ※小学1年生から高校3年生相当
調査方法	Webアンケート形式で実施予定 ※1人1台端末の活用やWebアンケートにつながる二次元コードを掲載したはがきを送付
調査時期	令和8年7月頃
調査項目	・自己肯定感や幸福度に関するもの ・子供の権利や「子どもの権利条約」の認知度を図るもの ・意見表明や社会参画、相談に関するもの など

(2) ヒアリング

関係団体等と連携・協力し、小学校低学年の児童や、障害、不登校などの困難を抱える子供及びその保護者を対象にヒアリングを随時実施する。

(3) ワークショップ

条例の骨子案及び子供の権利に関する意識調査の内容等をもとにプログラムを検討し、令和8年7月頃、子供を対象としたワークショップを実施する。

3 今後の予定

令和8年	7月頃	アンケート及びワークショップの実施
	第3回定例会	子育て・若者支援特別委員会に報告 (骨子修正案及び子供への意見聴取実施結果報告)
	10月頃	パブリックコメントの実施
令和9年第1回定例会		議案提出(子育て・若者支援特別委員会に報告)
	4月	条例施行

(仮称) こどもの権利条例の骨子案について

前文

※子供への意見聴取の結果を踏まえたものとする。

1 目的

こどもの権利保障について、基本理念を定め、区の責務等を明らかにするとともに、こどもに関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もってこどもの健やかな育ちに寄与することを目的とする。

2 定義

- ・「こども」とは、区内に在住し、在学し、又は在勤する等、区内で生活し、活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人をいう。
- ・「保護者」とは、こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する人をいう。
- ・「区民等」とは、区内に在住し、在学し、又は在勤する人並びに区内で活動する事業者及び団体をいう。
- ・「育ち学ぶ施設」とは、保育所、幼稚園、学校その他こどもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいう。

3 基本理念

- ・差別の禁止
- ・こどもの最善の利益
- ・生命、生存及び発達に対する権利
- ・こどもの意見の尊重

※子どもの権利条約の4つの原則及びこども基本法の基本理念を踏まえたものとする。

4 こどもの権利

- ・生きる権利
 - ・命が守られ、及び尊重されること
 - ・健康に生き、必要な時に適切な医療を受けられること 等
- ・育つ権利
 - ・適切な保育と教育、生活への支援等を受けられること
 - ・様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、及び親しむこと 等

- ・守られる権利
 - ・暴力、搾取、有害な労働等から守られること
 - ・プライバシーが大事にされること 等
- ・参加する権利
 - ・自分の意見を表明し、その意見が尊重されること
 - ・仲間をつくり、集まること 等

5 区の責務

- ・区は、様々な施策を通じて、こどもの権利を保障し、こどもがいきいきと自分らしく安心して暮らせる環境づくりを推進するものとする。
- ・区は、こどもの権利を保障するため、国、東京都及び他の地方公共団体その他関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

6 保護者の役割

- ・保護者は、家庭において、こどもの権利を保障するよう努めるものとする。
- ・保護者は、家庭がこどもにとって心安らぐ場所になるよう努めるものとする。

7 区民等の役割

- ・区民等は、こどもの権利について理解を深め、その生活及び活動において、こどもの権利を保障するよう努めるものとする。
- ・区民等は、地域の一員であるこどもの育ちを温かく見守り、応援するとともに、区のこどもに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- ・事業者は、働く人が仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとする。

8 育ち学ぶ施設の役割

- ・育ち学ぶ施設は、その活動において、こどもの権利を保障するよう努めるものとする。
- ・育ち学ぶ施設は、安全安心な環境の中で、こどもが自ら進んで学び、心豊かに育つことができるよう、支援や指導に努めるものとする。

9 保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び区の協働

保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び区は、自らの責務及び役割を果たすとともに、協働してこどもの権利保障に努めるものとする。

10 基本的施策

・施策の推進

区は、全てのこどもの権利が保障されるよう、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもに関する施策を推進するものとし、そのための体制を確保する。

・計画の策定

区は、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定し、これを公表する。

・広報及び啓発

こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設がこどもの権利について理解を深めるよう、広報及び啓発を行う。

・意見表明及び社会参画の機会の確保

こどもの意見表明及び社会参画の機会を確保する。

・安全安心の確保

こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、こどもの安全安心の確保に必要な施策を推進する。

・育ちと学びの環境づくり

こども一人ひとりが自分らしく育ち、学べる環境づくりを推進する。

・虐待、体罰、いじめ等の防止

虐待、体罰、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期対応を図る。

・居場所づくり

こどもが安心して過ごせる居場所づくりを推進する。

・相談しやすい環境づくり

こどもが悩みや不安を気軽に相談できる環境づくりを推進する。

・こどもの権利が守られていない状態からの回復

区は、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの権利が守られていない状態の早期発見に努めるとともに、その状態からの回復に必要な支援を行うものとし、そのための体制を確保する。

11 台東区次世代育成支援地域協議会

台東区における、次世代育成支援の総合的かつ効果的な推進を図るため、区長の附属機関として、台東区次世代育成支援地域協議会を設置する。